

令和8年度「建設DX人材育成支援事業」の 実施事業者を募集します！！

～建設業界のデジタル技術活用人材育成経費の一部を補助します～

岩手県では、デジタル技術を活用できる人材を育成しようとする建設業関係の法人に対し、必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

1 事業目的

県内建設業者の従業員の高齢化や担い手不足が深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。岩手県では、**デジタル技術を活用できる人材を育成しようとする建設業関係の法人に対し、要する経費の一部を補助**します。

2 補助対象者等

(1) 対象者

・法人

営利を目的としない建設業の振興に資する法人。

(2) 補助金交付回数の上限

同一の補助事業者に対する同一年度内の補助金交付は2回までとする。

3 補助対象となる経費及び補助金の額

表内に掲げる経費を対象とします。

補助対象経費	補助内容	補助事業者及び補助額補助額
ICT建機等の操作研修会や、デジタル技術の習得に係る講習会等の開催に要する経費	講師謝金	[補助事業者]
	講師旅費	法人
	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料	[補助額] 50万円を上限とする

※ 補助対象経費は、交付決定後、今年度中に支出（支払が現実に行われるもの）をする費用に限られます。

※ 振込手数料は補助対象外です。

4 申請方法等

(1) 申請方法

申請者からの応募とします。

(2) 申請期間

令和8年5月11日（月）～令和8年7月3日（金）【12:00必着】

※上記を過ぎた場合は、申請書を受け付けることができませんのでご注意ください。

(3) 申請書類

■申請様式

- ・建設DX推進事業費補助金応募申請書（様式第1号） ※押印不要です
- ・建設DX推進事業費補助金事業計画書（別紙）
- ・事業の内容がわかる資料（研修資料、パンフレット、法人の定款等）

(4) 提出先

岩手県県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当

(5) 提出方法

電子メールで建設技術振興課（AG0002@pref.iwate.jp）に申請書データを送付

(6) 電子メール送付時の注意点

- ・申請書のデータが10MBを超えると受信できません。
- ・10MBを超える場合は担当から大容量ファイル転送サービスのアップロード用メールを送付しますので、建設技術振興課 (AG0002@pref.iwate.jp) へ「アップロード用メールの送信を希望する」旨をメールしてください。
- ・申請書を受領した際、受領確認を担当からメールします。
- ・申請書送付後、2～3日経過しても建設技術振興課からメールが届かない場合は、添付ファイルの容量オーバー等により受信できていない可能性がありますので、募集要領に記載の問い合わせ先にご連絡ください。

5 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

申請者から提出のあった事業計画書等の申請書類について、候補事業選定委員会にて事業内容を審査し、予算の範囲内で2枠程度を選定します。

審査については、書面審査を基本とし、申請者へのヒアリング等は実施しません。(候補事業選定委員会への出席は不要です。)

ただし、必要に応じ、事業内容等を申請者へ問い合わせる場合があります。

(2) 審査の視点

主な審査の視点は、以下のとおりです。

- ア 事業の目的 (課題分析と目的が妥当であるか)
- イ 事業の内容 (事業内容が上記課題・目的に対して妥当であるか)
- ウ 事業の効果 (人材育成に対し、効果が期待できるか)
- エ 事業の実施体制 (周知や受講しやすい実施体制等の工夫)

6 補助事業予定者の決定

令和8年7月下旬を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設DX推進事業採択(不採択)通知書により、申請者に通知します。

7 補助事業スケジュール

時期	内容
5月11日(月)～7月3日(金)	応募申請書受付期間
7月上旬～7月中旬	審査(候補事業選定委員会)、補助予定事業者決定
7月下旬～8月上旬	補助金交付申請書提出、補助金交付決定
8月上旬～	事業着手(交付決定後)
事業完了時(令和8年3月末まで)	実績報告、完了検査、補助金支払

注：上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

8 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- ア 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- イ 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります(自己資金、つなぎ短期資金等)。
- ウ 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- エ 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、情報公開条例の開示請求の対象となります。
- オ 本補助事業を活用して開催又は受講する講習会等について、他の補助金の交付と重複して利用することはできません。

カ 交付決定となった場合、補助事業者名、講習会等の内容、交付決定額等について、県ホームページにて公表します。

9 問合せ先

岩手県 県土整備部 建設業総合支援本部（建設技術振興課内） 担当：藤原
TEL：019-629-5943 FAX：019-629-2052 E-mail：AG0002@pref.iwate.jp

※申請書の書き方や、実施しようとしている事業が補助対象となるかなど、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

本事業の財源には、岩手県企業局の**震災復興・ふるさと振興パワー積立金**を活用しています